

## 令和2（2020）年度 第18回政策会議・調整会議

### <検討>

<b>1</b>	<b>【総計】令和3年度産婦健康診査助成事業の開始について（保健センター）</b>			
	<概要> （1）多治見市の独自事業として実施していた「1カ月母子健康診査助成事業」を、国が示す「母子保健医療対策総合支援事業」に位置付けられた「産婦健康診査事業」に変更する。 （2）令和3年度から始まる岐阜県医師会と県内市町村との集合契約に参加し、併せて母子保健衛生費国庫補助金（1/2補助）を申請する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

#### 【政策会議での主な意見】

- ① 健康診査の対象が「母子」から「産婦」のみに変更となるのか。「乳児」の健康診査は実施しないのか。  
 →健康診査は今まで通り母子ともに実施するが、助成対象が「母子」から「産婦」に変更となる。しかし、助成額を3,000円から5,000円に引き上げるため、受診者の経済的負担は軽減される。
- ② 里帰り出産の人は対象となるか。  
 →多治見市に住民登録の産婦が対象となる。
- ③ 1か月健診は公費負担ではないのか。  
 →1か月健診は自己負担となるため、公費負担はなくなる。なお、公費負担の健診は、4か月、10か月、1歳6か月、2歳3か月、3歳6か月に保健センターで実施している。
- ④ 最近、産後うつは増えてきたのか。  
 →核家族化により家族のフォローが受けられない方が多くなり、増加傾向にある。
- ⑤ 1か月健診で産後うつと判定された場合、どのような対応をするか。  
 →医師による面談、保健センター職員の訪問、必要に応じて医療機関での受診を促していく。現在は新型コロナウイルス感染症により外出の自粛が促されており、子どもと2人きりの時間が増えたことによりリスクが高まっているため、より丁寧なフォローを心掛けている。

#### 【調整会議での主な意見】

- ① 助成上限額が5,000円とあるが、実際の受診費用はどの程度か。  
 →産婦は5,000円程度、乳児は3,000円～5,000円程度の医療機関が多い。変更後は、産婦健康診査費用に対する助成となり、乳児分は助成対象外となる。
- ② 国は2回までとしているが、1回としたのはなぜか。  
 →本助成事業は、産後うつの早期把握や予防、新生児への虐待予防等の効果を想定している。現在、医療機関との連携は進んでおり、妊婦健診や乳幼児健診等の他事業においても同様の効果があり、財政状況も鑑み、まずは1回の助成から開始と判断した。

<b>2</b>	<b>【総計】令和3年度新生児聴覚検査助成事業の導入について（保健センター）</b>			
	<概要> 出産に係る産婦の経済的負担の軽減及び新生児聴覚検査の実施率を高めるため、令和3年度から新規事業として多治見市内全ての出生児に対し新生児聴覚検査助成事業を開始する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

#### 【政策会議での主な意見】

- ① 難聴であることが判明した後、どのような対応をするか。  
 →専門の医療機関で早期治療、訓練の実施等によって、社会生活等での不自由さの軽減が期待される。

#### 【調整会議での主な意見】

- ① 周辺の自治体が全て導入済みとなっており、子育て支援の観点からも早期に導入しても良かったのではないか。  
 →各種子育て支援施策の中の優先度や県内の状況を考慮し、導入時期を判断した。

<b>3</b>	<b>【総計】介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体による生活支援サービス等実施の助成金交付について（高齢福祉課）</b>			
	〈概要〉 平成29年4月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業について、新たに「住民主体による支援サービス」を令和3年4月から実施する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

**【政策会議での主な意見】**

- ① サービスの利用対象者は何人程度いるか。  
→要支援1が約600人、要支援2が約800人。
- ② 通所型サービスの補助対象者数を3人と見込んでいるが、現在のひまわりサロンの利用状況等を考慮すると、対象者はもっと多いのではないか。  
→ひまわりサロンに通われている人は、本制度の対象にならない方が多いと想定される。
- ③ チェックリスト該当者とはどのような人か。  
→基本チェックリストという25項目の質問票があり、その結果により介護予防・生活支援サービス事業の対象となると判定された人である。
- ④ 事業のタイトルを「お互い様多治見 ～助けられたり・助けたり～」のようなわかりやすいタイトルにし、「生活支援員」ではなく「生活応援員」という表現に変更いただきたい。
- ⑤ 介護給付費の増加を防ぐため、介護保険の対象となる前に予防し、対象とならないようにする支援策を追加できないか。  
→本制度は、介護保険制度に基づくサービスであるため、対象外となる。別途、市の独自の支援制度として検討をする。
- ⑥ 住民主体の団体がサービスを提供することによって、介護事業者の経営を圧迫することにならないか。  
→住民主体の団体（ライフサポーター）が身体介護を伴わない生活支援を担うことによって、介護事業者（ヘルパー）が身体介護を要する生活支援に注力することができる。ライフサポーターを増やすことによって、ヘルパー不足を解消していきたい。
- ⑦ ライフサポーターの人数は毎年増えているか。  
→年2回程度定期的に講座を実施している。令和3年度からは、育成講座の実施回数を増やし、さらに人数が増えていく予定。
- ⑧ ライフサポーター等、サービス提供者は、報酬なしのボランティアとなるか。  
→所属する団体から報酬が支払われることを想定している。
- ⑨ 住民主体のサービス提供団体やライフサポーターを、どのように増やしていく予定か。  
→区長会や各地域の住民組織を通して制度を広めていく。制度を周知していく中で、支援が必要な方を把握することも期待している。
- ⑩ 補助内容が市町村ごとに異なるが、標準例はあるか。また、多治見市の特徴はどのようなところか。  
→実施事例が少なく、国から標準例も示されていないため、各市町村が独自に制度設計している状況。多治見市は、訪問型サービスと通所型サービスの両方を実施し、訪問型サービスに2段階（短時間・通常）の利用者負担料金を設定している。

**【調整会議での主な意見】**

- ① ヘルパー等有資格者が従事する団体を助成対象としないのは、なぜか。  
→介護サービスの担い手は不足しているため、ヘルパー等の有資格者は身体介護を要する生活支援に従事し、ライフサポーターが身体介護を伴わない生活支援サービスに従事するよう誘導したい。
- ② 訪問型サービスと通所型サービスそれぞれの助成額及び利用者負担額をどのように積算したか。  
→助成額は、主にコーディネートに係る人件費として支払う。通所型より訪問型の方がコーディネートに手間がかかるため運営補助額が高くなっている。  
→訪問型の利用者負担額は、従来のサービスより安価に設定し、本サービスの利用を促す。また、通所型は現在のサービスに合わせ無料とする。

4	ふるさと応援基金条例の改正について（企画防災課・総務課）			
	<概要> (1) 企業からの地方創生応援税制の対象となる寄附を積み立てるため、ふるさと応援基金条例を改正する。 (2) 企業版ふるさと納税は、原則として受領した年度の事業費に充当する。事業費を超える額はふるさと応援基金に積み立て、翌年度以降の事業費に充当する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ① 企業版ふるさと納税にご協力いただけるよう、多治見市と縁のある市外企業や過去に寄附をしてくださった企業をリストアップし、各部長は訪問等すること。

【調整会議での主な意見】

- ① 企業版ふるさと納税によって税控除が増え、税収が減るのか。  
 →多治見市に企業版ふるさと納税される場合は、市外に本社がある事業者となるため、税収が減ることはない。ただし、多治見市に本社がある事業者が他市へ寄附する場合は、市税収入が減る。
- ② 寄附金を一般財源として、自由に活用することは出来ないか。  
 →寄附者が事業（使途）を指定して寄附するため、他事業に転用することは出来ない。また、事業費を超えて寄附を受領することは出来ないため、余剰金は出ない。

<報告>

5	ふるさと納税の寄附使途における個別事業の追加について（産業観光課・総務課）			
	<概要> ふるさと納税の寄附使途における個別事業に「やくならマグカップも」関連事業を追加する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

6	多治見市手数料条例の一部改正について（開発指導課）			
	<概要> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、令和3年4月1日に全面施行される予定。これにより新たに多治見市の事務となる建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請手数料を定めるため、手数料条例の一部を改正する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ① 何件程度の申請が見込まれるか。  
 →対象が限られているため、数年に1件程度が想定される。制度が施行された平成27年から、まだ申請はない。

【調整会議での主な意見】－

7	<b>交通事故の報告について（人事課）</b>			
	<概要> 安全運転の喚起のため、最近の主な交通事故について報告する。 併せて、令和2年11月16日に多治見市総合体育館の駐車場で発生した公用車の物損事故について報告するもの。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

8	<b>令和3年度当初予算編成の状況について（財政課）</b>			
	<概要> 令和3年度当初予算編成について、パブリックコメントを実施する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

9	<b>旧葦南幼稚園の土地・建物の無償譲渡契約締結式について（企画部（政策担当））</b>			
	<概要> （1）学校法人 湊泉学園から無償譲渡の申し入れがあった旧葦南幼稚園の土地・建物について、無償譲渡契約の締結式を行う。 （2）当該土地・建物は、発達支援センター統合整備地の候補のひとつとして取り扱う。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

10	<b>東濃看護専門学校の閉鎖について（企画防災課）</b>			
	<概要> （1）令和6年度末をもって、東濃看護専門学校を閉鎖する。 （2）多治見市及び土岐医師会が設立する准看護学校の学生（圏域内准看護学校の卒業生及び在校生）に対し支援を行う。 （3）閉鎖等に伴う東濃西部広域事務組合規約の変更について、令和3年3月議会に提案する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

## <周知>

11	<b>「令和2年 年末の交通安全県民運動」について（道路河川課）</b>			
	<概要> 12月11日（金）～20日（日）に「令和2年 年末の交通安全県民運動」を実施する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

<b>12</b>	<b>観光アプリ「多治見ガイド」の公開及び「“美濃焼”多治見グルメスタンプラリー第5弾」の開催について（産業観光課）</b>		
	<概要> 多治見市の観光情報アプリ「多治見ガイド」を公開し、アプリを利用して「“美濃焼”多治見グルメスタンプラリー」を実施する。		
	政策会議	了承	調整会議

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

【政策会議終了後】

第4回 行政改革推進本部会議（企画防災課）